

島根県再犯防止推進計画概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- ・刑法犯検挙者に占める再犯者が上昇傾向。
- ・こうした背景には、生活困窮や疾病、障がい、高齢で身寄りがないなど様々な生活課題を抱えている者が多く存在する。
- ・犯罪をした者等の社会復帰に対する理解や支援の輪を県全体に広げ、対象者の背景にある様々な生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進し、安全・安心な社会の実現のため、県計画を策定する。

2 計画位置づけ

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 再犯防止施策の対象者

起訴猶予、執行猶予、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者のうち、支援が必要な者

第2章 基本方針・重点課題及び再犯防止等に関する施策の指標

1 基本方針

- (1) 地域における「息の長い支援」
- (2) 支援者間の連携、協働
- (3) 民間協力者の理解、支援活動の促進

2 重点課題

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (6) 国・民間団体等との連携強化

3 成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数 328人以下
刑法犯検挙者中の再犯者率 47%以下
基準値: 令和元年 410人 52%

第3章 島根県における再犯防止を取り巻く状況

県の現状

- (1) 犯罪の発生状況
- (2) 就労・住居の確保等関係
- (3) 保健医療・福祉のサービスの利用の促進等関係
- (4) 学校等と連携した修学支援の実施等関係
- (5) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

第4章 今後取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保
 - ・ 各就労支援機関による個別支援の充実強化
- (2) 住居の確保
 - ・ 県営住宅の優先入居対象の拡大

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障がい者等への支援
 - ・ 地域生活定着支援センターによる支援の充実強化
 - ・ 支援関係者の連携体制の構築
- (2) 薬物依存等を有する者への支援
 - ・ 薬物問題に係る関係機関の連携強化、効果的な支援の検討
 - ・ ギャンブル等依存症に関する専門支援プログラムの普及

3 子どもの非行の防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- ・ 子ども・若者の相談支援機関における支援の充実

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

- ・ 警察や矯正施設等の連携強化による暴力団離脱に向けた支援の実施
- ・ 少年サポートセンターによる支援の実施

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- (1) 民間協力者の活動等の促進等
 - ・ 保護司や協力雇用主の確保に向けた啓発
- (2) 広報・啓発活動の推進等
 - ・ “社会を明るくする運動”の推進
 - ・ 矯正施設、更生保護団体による活動の広報・啓発

6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

- ・ 再犯防止に係る取組や支援状況の共有を行う「地域再犯防止推進市町村等担当者会議」を開催

第5章 推進体制

再犯防止推進委員会を設置し、関係機関・団体と連携を図りながら、再犯防止に係る施策や必要な支援の検証及び情報共有を行う。